

八戸都市計画下水道の変更（八戸市決定）

都市計画八戸市公共下水道「2. 排水区域」、「3. 下水管渠」「4. その他の施設」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考） 面積 約4,986ha

〔うち 処理区域 約4,986ha〕

3. 下水管渠

（2）雨水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
新井田右岸第6・1幹線	八戸市新井田西一丁目	八戸市新井田西一丁目	
新井田排水ポンプ場放流渠	八戸市新井田西一丁目	八戸市新井田西一丁目	
根城ポンプ場放流渠	八戸市大字根城字ヌタゴ	八戸市根城九丁目	
東調整池放流渠	八戸市東白山台四丁目	八戸市東白山台四丁目	
尻内第1排水ポンプ場放流渠	八戸市大字尻内町字尻内河原	八戸市大字尻内町字尻内河原	

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
新井田汚水中継ポンプ場	八戸市新井田西一丁目	約 600 m ²
新都市第1汚水中継ポンプ場	八戸市西白山台一丁目	約 1,200 m ²
新都市第2汚水中継ポンプ場	八戸市北白山台五丁目	約 410 m ²
新都市第3汚水中継ポンプ場	八戸市北白山台二丁目	約 860 m ²
新井田排水ポンプ場	八戸市新井田西一丁目	約 2,600 m ²
根城ポンプ場	八戸市根城九丁目	約 3,700 m ²
尻内第1排水ポンプ場	八戸市大字尻内町字尻内河原	約 3,400 m ²
東調整地	八戸市東白山台四丁目	約 39,000 m ²

理 由

公共下水道の排水区域に、線引き見直しに伴い市街化区域へ編入された地区（桜ヶ丘地区・卸センター）及び、地区計画を定めた地区（沼館第二地区）を追加し、より効率的な下水道整備の促進を図るとともに、尻内第1ポンプ場（汚水・雨水併設）の汚水ポンプ場を廃止し、雨水ポンプ場の位置及び名称の変更を行い、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善に資するものである。

都市計画決定の変更

1. 下水道の名称 八戸市公共下水道（東部処理区、馬淵川処理区）

2. 排水区域

(1) 汚水

(単位：h a)

	処理地区及び処理分区名	(既 決 定)	(追 加)	(変 更)
単 独 公 共	沼館地区	1 3 2	5	1 3 7
	大久保地区	1 3 8	2	1 4 0
	その他 2 6 地区 (変更なし)	3, 3 2 0	—	3, 3 2 0
	小 計	3, 5 9 0	7	3, 5 9 7
流 域 関 連	八戸第十処理分区	4 5 0	2 2	4 7 2
	その他 1 6 処理分区 (変更なし)	9 1 7	—	9 1 7
	小 計	1, 3 6 7	2 2	1, 3 8 9
合 計		4, 9 5 7	2 9	4, 9 8 6

(2) 雨水

(単位：h a)

	排 水 区 名	(既 決 定)	(追 加)	(変 更)
単 独 公 共	工業港排水区	1 0	5	1 5
	新井田川右岸第六排水区	1 9 7	2	1 9 9
	その他 5 1 排水区 (変更なし)	3, 3 8 3	—	3, 3 8 3
	小 計	3, 5 9 0	7	3, 5 9 7
流 域 関 連	馬淵川左岸第四排水区	2 2 7	2 2	2 4 9
	その他 3 1 排水区 (変更なし)	1, 1 4 0	—	1, 1 4 0
	小 計	1, 3 6 7	2 2	1, 3 8 9
合 計		4, 9 5 7	2 9	4, 9 8 6

3. 下水管渠

(1) 汚水管渠

変更なし

(2) 雨水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
新井田川右岸第6・1幹線	〃 大字新井田字重地下 八戸市新井田西一丁目	〃 大字新井田字重地下 八戸市新井田西一丁目	
新井田排水ポンプ場放流渠	〃 大字新井田字重地下 八戸市新井田西一丁目	〃 大字新井田字重地下 八戸市新井田西一丁目	
根城ポンプ場放流渠	〃 八戸市大字根城字ヌタゴ	〃 大字根城字ヌタゴ 八戸市根城九丁目	
東調整池放流渠	〃 大字根城字丹後谷地 八戸市東白山台四丁目	〃 大字根城字丹後谷地 八戸市東白山台四丁目	
尻内第1ポンプ場放流渠 尻内第1排水ポンプ場放流渠	〃 八戸市大字尻内字尻内河原	〃 八戸市大字尻内字尻内河原	

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
新井田汚水中継ポンプ場	〃 大字田向字水越 八戸市新井田西一丁目	約 〃 600 m ²
新都市第1汚水中断ポンプ場	〃 大字田面木字十文字平 八戸市西白山台一丁目	約 1,100 1,200 m ²
新都市第2汚水中断ポンプ場	〃 大字田面木字南ノ沢 及び 田面木平 八戸市北白山台五丁目	約 700 410 m ²
新都市第3汚水中断ポンプ場	〃 大字田面木字鶉窪 八戸市北白山台二丁目	約 〃 860 m ²
新井田排水ポンプ場	〃 大字新井田字重地下 及び 大字類家字小僧淵 八戸市新井田西一丁目	約 〃 2,600 m ²
根城ポンプ場	〃 大字根城字ヌタゴ 八戸市根城九丁目	約 3,600 3,700 m ²
尻内第1ポンプ場	〃 〃 八戸市大字尻内町字尻内河原	約 3,800 3,400 m ²
東調整池	〃 大字根城字丹後谷地 及び 字丹後平 八戸市東白山台四丁目	約 〃 39,000 m ²

変更理由書

八戸都市計画下水道の変更

○ 変更する都市計画

八戸都市計画下水道の変更

- | | | | |
|------------------|---------|------------|---------|
| 1. 排水区域の拡大 | | 計 | 約 29 ha |
| 卸センター地区 (市街化区域編入 | H16年5月) | | |
| (地区計画 | H16年7月) | | 約 22 ha |
| 沼館第二地区 (地区計画 | H19年3月) | | 約 5 ha |
| 桜ヶ丘団地 (市街化区域編入 | H16年5月) | | 約 2 ha |
| 2. ポンプ場の位置及び名称 | | | |
| 尻内第1ポンプ場 | → | 尻内第1排水ポンプ場 | |
| (雨水・汚水併設) | | (雨水ポンプ場) | |

○ 変更理由

八戸市公共下水道は、昭和31年度に事業着手しており、現在約4,957haを都市計画決定し、約3,792haについて事業認可を受け整備を行っています。今回、市街化区域の編入及び地区計画の決定に伴う排水区域の拡大を行い、公共下水道整備の促進を図るものです。

又、尻内町字尻内河原地区は、過去に数度の浸水被害を受けております。特に、平成18年には馬淵川が過去最高水位を記録し、大雨による床上・床下浸水被害が発生しています。国土交通省では排水ポンプ車による強制排水を行っておりますが、十分とは言えない状況にあります。平成18年に行われた『馬淵川の総合的な治水対策協議会』(国・県・八戸市・三戸町・南部町)において、尻内第1ポンプ場の早期事業着手を決定しており、且つ、当該地区の住民より早期の浸水被害解消の要望が出されています。以上のことから、尻内第1ポンプ場を事業着手するための見直しを行ったところ、当初、雨水・汚水併設のポンプ場として計画しておりましたが、汚水ポンプがマンホール形式で対応可能となったことから、用地の必要面積を縮小し、雨水ポンプ場として尻内第1排水ポンプ場に名称変更します。又、このことをふまえ、最適排水ルート及びポンプ場計画の位置を検討した結果、施工性・維持管理及び経済性において既決定位置より優位である当該位置に変更するものであります。

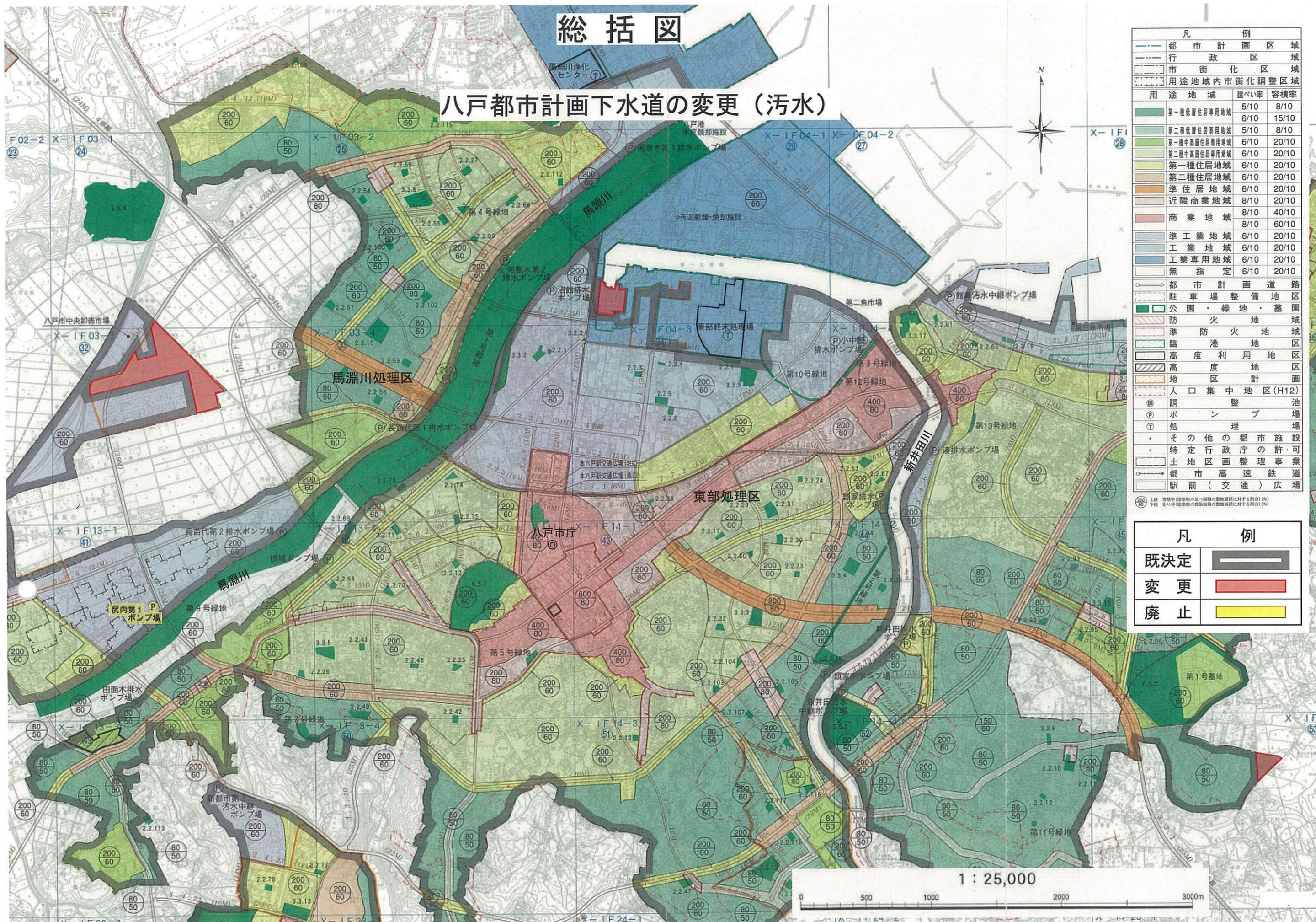
①都市計画の策定の経緯の概要

八戸都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
県知事への事前協議	平成19年12月28日	
(説明会の広報等による周知)	平成20年 5月20日	八戸市広報 「広報はちのへ6月号」掲載
説明会	平成20年 6月 4日	
計画案の縦覧	平成20年 6月 5日 から (2週間) 平成20年 6月18日 まで	
八戸市都市計画審議会	平成20年 6月20日	
青森県知事の同意	平成20年 7月14日	
決定告示	平成20年 7月28日	八戸市告示第211号

総括図

八戸都市計画下水道の変更（汚水）



凡 例		
—	都市計画区域	
---	行政区域	
---	市街化区域	
---	用途地域内市街化調整区域	
用途地域	建ぺい率	容積率
第一種低層住居専用地域	5/10	8/10
第二種低層住居専用地域	6/10	15/10
第一種中高層住居専用地域	5/10	8/10
第二種中高層住居専用地域	6/10	20/10
第一種住居地域	6/10	20/10
第二種住居地域	6/10	20/10
準住居地域	6/10	20/10
近隣商業地域	8/10	20/10
商業地域	8/10	40/10
準工業地域	8/10	60/10
工業地域	6/10	20/10
工業専用地域	6/10	20/10
無 指 定	6/10	20/10
—	都市計画道路	
—	駐車場整備地区	
—	公園・緑地・墓園	
—	防火地域	
—	準防火地域	
—	臨港地区	
—	高度利用地区	
—	高度地区	
—	地区計画	
—	人口集中地区(H12)	
⊙	調整池	
Ⓟ	ポンプ場	
Ⓧ	処理場	
●	その他の都市施設	
○	特定行政庁の許可	
—	土地区画整理事業	
—	都市高速鉄道	
—	駅前(交通)広場	

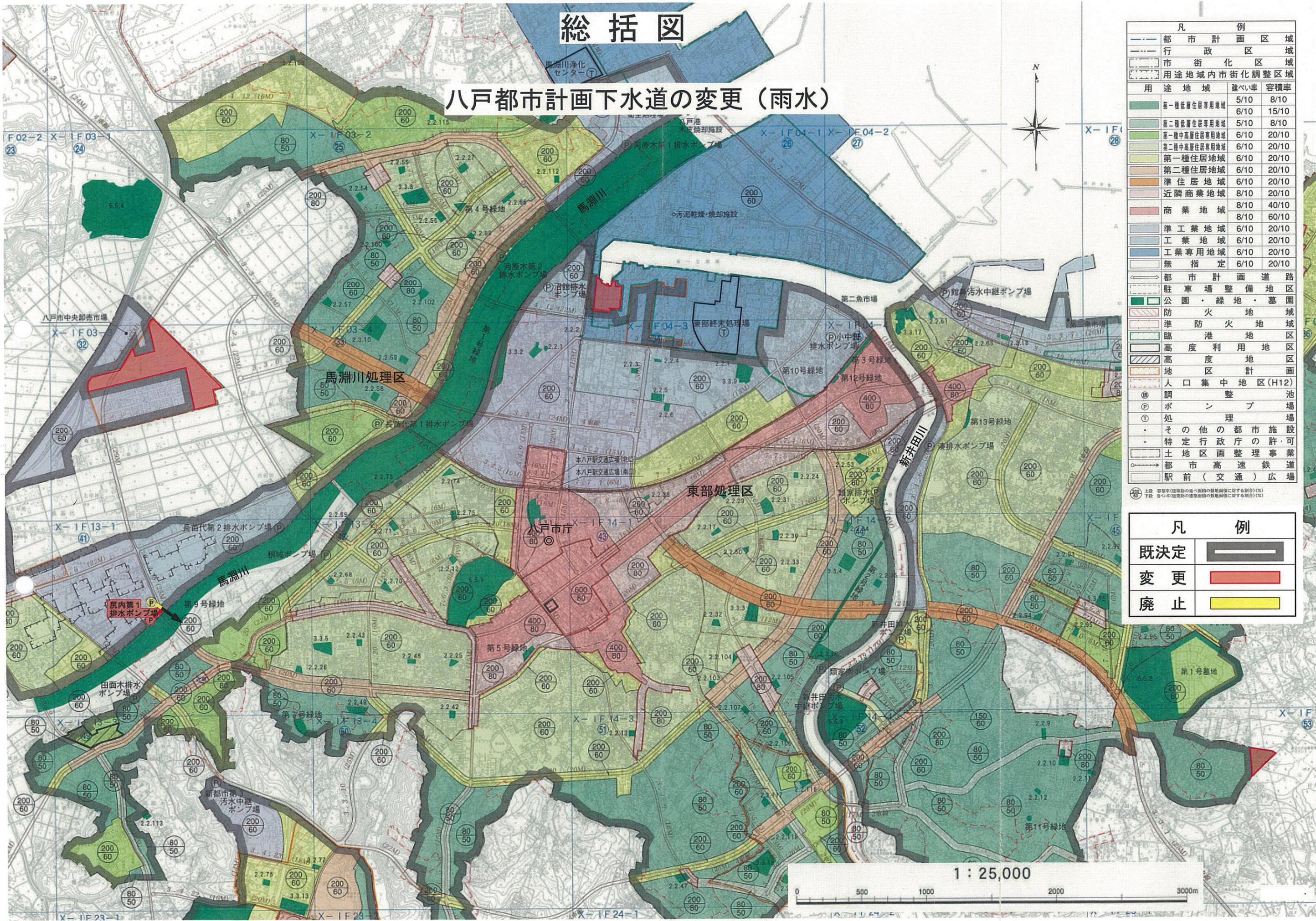
凡 例	
既決定	—
変更	—
廃止	—

1 : 25,000



総括図

八戸都市計画下水道の変更（雨水）



凡 例		
——	都市計画区域	
---	行政区域	
---	市街化区域	
---	用途地域内市街化調整区域	
用途地域	建ぺい率	容積率
第一種低層住居専用地域	5/10	8/10
第二種低層住居専用地域	6/10	15/10
第一種中高層住居専用地域	5/10	8/10
第二種中高層住居専用地域	6/10	20/10
第一種住居地域	6/10	20/10
第二種住居地域	6/10	20/10
準住居地域	6/10	20/10
近隣商業地域	8/10	20/10
商業地域	8/10	40/10
	8/10	60/10
準工業地域	6/10	20/10
工業地域	6/10	20/10
工業専用地域	6/10	20/10
無指定	6/10	20/10
→	都市計画道路	
---	駐車場整備地区	
■	公園・緑地・墓園	
■	防火地域	
■	準防火地域	
■	臨港地区	
■	高度利用地区	
■	高度地区	
■	地区計画	
■	人口集中地区(H12)	
⊙	調整池	
⊙	ポンプ場	
⊙	処理場	
●	その他の都市施設	
●	特定行政庁の許可	
---	土地区画整理事業	
→	都市高速鉄道	
---	駅前(交通)広場	
⊙	上段 容積率(建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合)(%)	
⊙	下段 建ぺい率(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合)(%)	

凡 例	
既決定	——
変更	■
廃止	■

1 : 25,000

